

平成 28 年 7 月 19 日

東京電力パワーグリッド株式会社  
ネットワークサービスセンター

平成 28 年 5 月分のインバランス等料金の請求および支払いについて（続報）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、7 月 4 日（月）にお知らせいたしましたとおり、5 月分のインバランス等料金※については、7 月 1 日（金）の「電力基本政策小委員会（第 7 回）」での説明資料（以下「添付資料 1」という）を受け、7 月初旬での請求または支払いのお知らせを見合わせさせていただきました。

今般、5 月分の当該料金の精算スケジュール（以下「添付資料 2」）について、監督官庁である資源エネルギー庁より提示を受けましたのでお知らせいたします。

添付資料 2 のとおり、8 月 1 日（月）に契約者および発電契約者のみなさまからご提出いただいた需要計画と需要実績、発電計画と発電実績に基づき算定したインバランス量を別途お知らせいたしますので、ご確認のうえ、計画に誤りがあった場合は、8 月 9 日（火）迄に以下のお問い合わせ先に計画値の訂正をお申入れください。なお、計画値の訂正に際しては、訂正すべき計画値および訂正值が第三者から見ても明らかであることを示す資料の提示をお願いいたします。上記期限以降のお申入れは受容いたしかねますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

また、インバランス量のお知らせにあたり、7 月 19 日（月）現在で電気使用量確定ができていない需要データがある契約者および発電データがある発電契約者のみなさまにつきましては、当該供給地点または、受電地点を含むバランシンググループの実績値を「0」と仮置きしたうえで、電気使用量が確定している供給地点または受電地点の実績値を用いて算定したインバランス量を参考値としてお知らせいたします。

なお、6 月 13 日（月）に「電気使用量等の確定通知の遅延にともなう協定について」にてお知らせさせていただいた以降、継続して協定の協議をしている契約者および発電契約者のみなさまで 8 月 26 日頃（添付資料上のインバランス精算予定日）までに協定協議がまとまらない場合においては、継続して協議させていただきます。

その他スケジュール以外の精算手続きに係る詳細については添付資料 1 をご参照ください。

契約者および発電契約者のみなさまには引き続きご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※インバランス等料金：インバランス料金（発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金）、給電指令時補給電力料金およびインバランスリスク料

敬 具

(お問い合わせ先)

東京電力パワーグリッド株式会社 ネットワークサービスセンター

メールアドレス：tepc-networksc@tepc.co.jp

(添付資料 1)

- ・ 託送供給等におけるインバランス精算について  
(平成 28 年 7 月 1 日「電力基本政策小委員会 (第 7 回)」資料 4)

(添付資料 2)

- ・ 5 月分のインバランス精算プロセス (スケジュール)  
(平成 28 年 7 月 19 日 資源エネルギー庁提示資料)

(関連するご案内)

- ・ 平成 28 年 4 月分のインバランス等料金の請求および支払いについて  
(平成 28 年 6 月 6 日ご案内)
- ・ 電気使用量等の確定通知の遅延にともなう協定について  
(平成 28 年 6 月 13 日ご案内)
- ・ 平成 28 年 4 月分のインバランス等料金の請求および支払いについて(続報)  
(平成 28 年 6 月 20 日ご案内)
- ・ 「平成 28 年 4 月分のインバランス等料金の請求および支払いについて (続報)」および「平成 28 年 5 月分のインバランス等料金の請求および支払いについて」

(平成 28 年 7 月 4 日ご案内)

以 上